

京 都 大 学 教 員 の 任 期 に 関 する 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前						改 正 後					
(前 略)						附 則 この規程は、平成21年7月1日から施行し、同日以後に雇用（昇任を含む。）される者及び公募に基づいて配置換その他により異動する者（平成21年6月30日以前に任期を付与することを明示せずに公募を行った教員人事に係る者を除く。）について適用する。					
別表第1						別表第1					
部局名	教育研究組織の名称	対象となる職	任期	再任の可否	備考	部局名	教育研究組織の名称	対象となる職	任期	再任の可否	備考
大学院 法学研 究科	附属法政実務交流 センター法科大学 院準備部門	教授 准教授 講師	3年	可 ただし、 2回限り		大学院 法学研 究科			(同 左)		
	附属法政実務交流 センター国際・渉 外部門	准教授 講師	3年	可 ただし、 1回限り							
大学院 公共政 策連携 研究部	公共政策第二講座	教授 准教授 講師	3年	可 ただし、 2回限り		大学院 医学研 究科	全専攻 全附属教育研究施 設	准教授 講師 助教	5年	可	
		(中 略)				大学院 公共政 策連携 研究部			(同 左)		
霊長類 研究所	行動神経研究部門 認知学習分野	教授 准教授	5年	可		霊長類 研究所			(同 左)		
	行動神経研究部門 行動発現分野	准教授	5年	可							
	流動部門 多様性保全研究 分野	助教	2年 ただし、 再任の場合 にあっては 1年								
医学部 附属病 院	全診療科 中央診療センター 薬学部 探索医療センター 探索医療開発部 固定プロジェ クト部門 探索医療検証部 探索医療臨床部 医療情報部 地域ネットワーク 医療部 治験管理センター 医療安全管理部 総合臨床教育・研 修センター 診療報酬業務セン ター	准教授 講師 助教	5年	可		医学部 附属病 院	全診療科 中央診療センター 薬学部 探索医療センター 探索医療開発部 固定プロジェ クト部門 探索医療検証部 探索医療臨床部 医療情報部 地域ネットワーク 医療部 治験管理センター 医療安全管理部 総合臨床教育・研 修センター 診療報酬業務セン ター	准教授 講師 助教	5年	可	
学術情 報メデ ィアセ ンター	ネットワーク研究 部門 経営情報システ ム研究部門	教授	5年	可		学術情 報メデ ィアセ ンター			(同 左)		
		(略)							(同 左)		
(後 略)											